

平成28年3月18日

工事請負契約における石綿作業主任者の取扱いについて

財政局資産管理部契約課

本市が発注する工事請負契約で、石綿作業主任者の配置を必要とする工事の入札における取扱いを変更しますので、お知らせします。

平成28年4月1日以降に公告する案件から適用しますので、遺漏のないようお願いいたします。

◎今回の変更点

これまで石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できることを一般競争入札の入札参加資格としていましたが、4月1日以降に公告する案件から、原則として、入札参加資格としては設定しません。

よって、落札決定時に石綿作業主任者として配置可能な技術者の確認のための書類の提出を求めることはしませんが、施工中必要な作業を行う際は、これまで通り工事担当者の指示に従い、必ず法令に定められた資格を有する者を配置するようにしてください。

※なお、既に入札参加資格としていない案件については、これまで通りの取扱いとなります。

建築契約係 電話 200-2100